



平成 26 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 ティアック株式会社
代表者名 取締役社長 英 裕治
(コード番号 6803 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 野村 佳秀
(TEL 042-356-9178)

当社所有株式の一部売却及び特別利益の発生に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 26 日の取締役会において、本日付「オンキヨー株式会社との資本提携の一部変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社所有のオンキヨー株式会社（以下、「オンキヨー」といいます。）の普通株式（以下、「オンキヨー株式」といいます。）の一部を売却（以下、「本取引」といいます。）することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、本取引に伴い、特別利益が発生する見込みとなりましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 本取引の理由

本日付「オンキヨー株式会社との資本提携の一部変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、オンキヨーとの間で締結している資本・業務提携契約の見直しを行い、資本面について、当社が所有するオンキヨー株式の所有割合を変更することを両社で合意いたしました。

当社は、オンキヨーとの資本・業務提携から 2 年が経過し、オンキヨーと今後の資本・業務提携関係について協議を行い、業務提携面につきましては強固な協業体制が確立しているとの認識のもと、資本面について見直しを行いました。その結果、当社は、今後は現在オンキヨーの主要株主である当社親会社の Gibson Brands, Inc.（以下、「ギブソン」といいます。）と 3 社間の業務提携を一層強化することを目的として、オンキヨー株式の一部をギブソンに売却することといたしました。

なお、当社は引き続きオンキヨー株式を所有いたしますので、資本・業務提携は今後も継続し、両社でさらなる協業を強化し業績拡大を目指してまいります。

2. 売却前後の所有株式数及び所有割合の状況

① 売却前の所有株式数 (平成 25 年 9 月 30 日現在)	5,833,300 株 (発行済株式総数割合：9.42%)
② 売却株式数	5,200,000 株 (売却価額 728 百万円)
③ 売却後の所有株式数	633,300 株 (発行済株式総数割合：1.02%)

(注) 売却後の所有株式数に係る発行済株式総数割合については、オンキヨーが平成 26 年 3 月 27 日に予定している第三者割当増資後の発行済株式総数を基に算出しております。

3. オンキヨーの概要

① 名 称	オンキヨー株式会社	
② 所 在 地	大阪府寝屋川市日新町 2 番 1 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大拙 宗徳	
④ 事 業 内 容	オーディオ・ビジュアル関連製品、PC 及びその他 IT 関連製品 ならびに車載用・家電用スピーカー等の製造・販売	
⑤ 資 本 金	2,628,539,000 円	
⑥ 設 立 年 月 日	平成 22 年 10 月 1 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 25 年 9 月 30 日現在)	オーエス・ホールディング株式会社	27.88%
	Gibson Brands, Inc.	13.31%
	ティアック株式会社	9.42%

4. 日程

取締役会決議	平成 26 年 3 月 26 日
売却契約締結日	平成 26 年 3 月 28 日 (予定)
売却期日	平成 26 年 3 月 31 日 (予定)

5. 今後の見通し

本取引により、平成 26 年 3 月期において投資有価証券売却益として特別利益に 102 百万円を計上する見込みですが、平成 26 年 3 月 20 日に公表いたしました平成 26 年 3 月期連結業績予想に織り込み済みであり、連結業績予想の修正はありません。

6. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、当社の親会社であるギブソンとの取引であることから、当社にとって支配株主との取引等に該当いたします。当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、平成 25 年 7 月 2 日開示のコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載のとおりであり、本取引における適合状況は次のとおりであります。

当社は、本取引の公正性を担保し、利益相反を回避するため、譲渡価格の決定に際しては第三者査定機関による株価算定をもとにギブソンと交渉を行いました。

当社は、当社の意思決定機関である取締役会の経営判断の下、本取引に関して意思決定を行いました。当社取締役のうちヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ氏及びデビット・ベリーマン氏は売却先となる当社親会社のギブソンの代表取締役を兼任しているため、また、当社取締役のうち大拙宗徳氏はオンキヨーの代表取締役社長であるため、利益相反のおそれを回避する観点から、当社の取締役会における本取引に関する審議及び決議には参加せず、上記 3 名を除く取締役全員（3 名）にて決議を行っております。また、当該取締役会には独立した立場にある社外監査役 2 名（独立役員）により、本取引の意思決定が適正に行われていることを確認しております。さらに取締役会における意思決定に際しては、独立役員である社外監査役より、本取引について適切な手続きを経ていると認められること、また売却価額の適切性については独立した第三者算定機関からの株価算定を取得して確認していること等から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないとの意見を平成 26 年 3 月 26 日に入手しております。

以上のとおり、本取引は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載されている「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しております。

以 上